

京都市教育委員会告示第1号

京都市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき別表第1に掲げる文化財を京都市指定有形文化財に、同条例第36条第1項の規定に基づき別表第2に掲げる文化財を京都市指定名勝に指定したので、同条例第6条第3項（第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成16年4月1日

京都市教育委員会

別表第1

京都市指定有形文化財

1 建造物

| 名称 | 数 | 構造及び形式 | 所在地 | 所有者 | 所有者の住所 |
|-----|----|---|------------------------|-----|-------------------------------|
| 廣誠院 | 1棟 | 書院（十三畳半，床，棚付），次の間（十畳，棚付），茶室（三畳中板入，床付），広間（八畳，床，押入付），水屋（棚二ヶ所付），便所（手洗場付），廊下（棚付），縁より成る，一重，棧瓦及び銅板葺 | 京都市中京区河原町通二条下ル東入ルー之船入町 | 廣誠院 | 京都市中京区河原町通二条下ル東入ルー之船入町538番地の1 |

2 美術工芸品

| 区分 | 名称 | 数 | 所有者 | 所有者の住所 |
|------|--|------|--------|------------------------|
| 絵画 | 紙本著色祇園社大政所絵図 2曲屏風 | 1隻 | 大和政安 | 京都市中京区新京極通四条上ル中之町537番地 |
| 彫刻 | 木造毘沙門天立像 | 1軀 | 鞍馬寺 | 京都市左京区鞍馬本町1074番地 |
| 工芸品 | 阿弥衣 元龜三壬申年極月廿日，遊行三十代記之の銘がある 附 阿弥衣 1領 寛政十一巳未歳十二月十七日の銘がある | 1領 | 歓喜光寺 | 京都市山科区大宅奥山田10番地 |
| 歴史資料 | 若宮八幡宮社関係資料 | 108点 | 若宮八幡宮社 | 京都市東山区五条橋東五丁目480番地 |

別表第2

京都市指定名勝

| 名称 | 所在地 | 指定範囲 |
|-------|------------------------|--------------------|
| 廣誠院庭園 | 京都市中京区河原町通二条下ル東入ルー之船入町 | 538番地の1のうち，816.72㎡ |

備考 指定範囲に関する図面は，京都市文化市民局文化部文化財保護課において一般の縦覧に供します。

(文化市民局文化部文化財保護課)